

福山市高齢者生活支援ネットワーク事業実施要綱

(目的)

第1条 福山市高齢者生活支援ネットワーク事業（以下「事業」という。）は、日常生活において支援を必要とする高齢者に対し、生活支援サービスの提供が可能な事業者（以下「協力事業者」という。）をネットワーク登録し、協力事業者の情報を市のホームページに掲載するとともに、地域包括支援センターへ情報提供することにより、円滑なサービス利用に繋げ、地域で支援を必要とする高齢者の課題解決を図ることを目的とする。

(協力事業者)

第2条 協力事業者は、生活支援サービスの提供が可能かつ福山市内に事業所または法人を有する者で、次に掲げる者をいう。

- (1) 営利法人
- (2) 社会福祉法人
- (3) 特定非営利活動法人（NPO 法人）
- (4) ボランティア団体
- (5) その他、市長が適当と認める者

(生活支援サービスの内容)

第3条 協力事業者が提供する生活支援サービスの内容は、地域において、高齢者が自立した日常生活を送るうえで生じる困りごとを解決するためのサービスとする。

(協力事業者の登録)

第4条 事業に協力する意思がある事業者は、福山市高齢者生活支援ネットワーク事業登録申請書（様式1）を、市長に提出するものとする。

- 2 市長は、登録申請書を受理した場合は、記載内容を審査したうえで登録台帳に登録するとともに、福山市高齢者生活支援ネットワーク事業登録決定通知書（様式2）により協力事業者に通知するものとする。

(登録の認定基準及び誓約)

第5条 登録の認定基準は次のとおりとし、登録申請を行う場合は、基準の遵守について誓約しなければならない。

- (1) 代表者、責任者が明確であること。
- (2) 事業に対応出来る人員が確保できていること。
- (3) 継続的なサービス提供に対応できること。
- (4) 依頼に対して迅速な対応ができること。
- (5) 安価なサービス提供に努め、料金体系及び請求内容が明確であること。
- (6) トラブルの解決を自ら図り、事業者として全責任を負えること。
- (7) サービス利用者の状態に異常があった場合、医療機関、警察等、関係機関への通報ができること。

(登録内容の変更)

第6条 協力事業者は、前条の規定により登録した内容に変更が生じたときは、速やかに福山市高齢者生活支援ネットワーク事業登録内容変更届(様式3)により、市長に届け出なければならない。

(登録の辞退)

第7条 協力事業者は、登録を辞退しようとするときは、福山市高齢者生活支援ネットワーク事業登録辞退届(様式4)により、市長に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第8条 市長は、協力事業者として適当でないと認めるときは、第4条の規定による登録を取り消すものとする。

(市長の役割)

第9条 市長は、事業の啓発、協力事業者の育成及び指導、サービスの質の向上のための研修の実施等、事業を円滑に運営するための総合調整を行うものとする。

2 市長は、第4条の規定により登録した協力事業者の情報を、市のホームページへ掲載し、広く周知を図るものとする。

3 市長は、第4条の規定により登録した協力事業者の情報を、地域包括支援センターに提供するものとする。

(地域包括支援センターの役割)

第10条 地域包括支援センターは、日々の総合相談支援業務において、地域の高齢者から相談を受けるなかで、必要に応じて、前条に定める情報に基づき、適切なサービス利用に繋げるものとする。

(協力事業者の役割)

第11条 協力事業者は、サービス利用を希望する高齢者(以下「利用者」という。)や、地域包括支援センターからサービス提供依頼を受けた場合は、速やかに利用者の状況を確認し、適切なサービスを提供するものとする。

2 協力事業者は、サービスを提供する際は、利用者の心身の状況や生活実態の把握に努め、異変を発見した場合は地域包括支援センターに連絡する等、関係機関と連携を図るものとする。

3 協力事業者は、事業を実施するにあたっては、高齢者の生活実態に鑑み、親切丁寧な対応と安価な料金設定によるサービス提供に努めるものとする。

(利用料)

第12条 前条の規定により提供するサービスの利用料は、協力事業者が定めるものとし、第4条の規定により登録した額とする。

2 サービスの利用料は、全額利用者が負担するものとする。

3 利用料の徴収は、協力事業者の責において行うものとする。

(守秘義務)

第13条 協力事業者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2014年（平成26年）3月12日から施行する。

附 則

この要綱は、2014年（平成26年）6月3日から施行する。

附 則

この要綱は、2016年（平成28年）2月10日から施行する。